

セーフティよしだ

発行
吉田町役場防災課 地域安全部門
電話 33-2134

2022年4月1日から成年年齢は18歳になります

我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされていますが、2022年4月1日から、民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。ただし、現在20歳から認められているすべてのことが18歳から認められるようになるわけではありません。



成年年齢引き下げによってできること

成年年齢の引き下げによって18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても様々な契約をすることができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する（支払能力によりカードの作成ができないこともあります）、ローンを組んで自動車を購入する（返済能力を超える場合などは契約できないこともあります）、といったことができるようになります。



懸念されるトラブル

契約には様々なルールがあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙う悪質な事業者もいます。



事例1 SNSで知り合った人に儲かる情報商材を勧誘され、契約したが儲からなかった

事例2 無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった

事例3 低価格で1回限りの購入だと思って申し込んだが、支払総額が高額な定期購入だった

契約をするときに気をつけたいポイント

- ☑ その場で決めないで、内容をよく確認・理解してから契約しましょう。
- ☑ クレジット契約やローン契約を安易に勧める事業者には注意しましょう。
- ☑ 人を誘って簡単に儲かる話はありません。誘われたら断りましょう。
- ☑ 「あなただけ特別」「今だけ無料」などの甘い言葉には注意しましょう。
- ☑ ネット上で知り合った人を、簡単に信用してはいけません。
- ☑ 通信販売では、返品条件など内容確認を忘れずにしましょう。



トラブルに遭ったら・・・

トラブルに巻き込まれたり、契約のことで困ったことがあつたら「消費者ホットライン」(188)をご利用ください。また、町の消費生活相談窓口では、毎週火・金曜日 9:00~16:00(祝日除く)に役場産業課(0548-33-2122)にて、消費生活相談員が消費者からの相談に対応しています。